

岩手県告示第 821 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 8 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
セントラル薬局 青山店	クラフト薬局 盛岡青山店	盛岡市青山一丁目 20 番 42 号	平成 18 年 7 月 1 日